

証券取引法等の一部を改正する法律案参照条文

目 次

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	○
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）	○
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	○
外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）	○
商法（明治三十二年法律四十八号）（抄）	○
金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）	○
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（抄）	○
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）	○
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	○
行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	○
信託業法（大正十一年法律第六十五号）（抄）	○
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	○
商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）	○
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	○

○ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

〔証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行後〕

号）の施行後〕

第二条 (略)

(2) (7)

(略)

(8) この法律において「証券業」とは、銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この項において同じ。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引

又は外国市場証券先物取引（有価証券の売買にあつては、第七号に掲げるものを除く。）

二 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第七号に掲げるものを除く。）

三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ 取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

ロ 外国有価証券市場（取引所有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買

又は外国市場証券先物取引

三の二 有価証券先渡取引、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指數等スワップ取引（以下「有価証券店頭デリバティブ取引」という。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「有価証券店頭デリバティブ取引等」という。）

三の三 有価証券等清算取次ぎ

四 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号のいずれかを行うことをいう。）

五 有価証券の売出し

六 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

七 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

イ 証券取引所に上場されている有価証券について、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ロ 第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ニ イから今までに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法
(略)

(16) この法律において「証券取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて有価証券市場を開設する証券会員制法人又は株式会社をいう。

(17) この法律において「取引所有価証券市場」とは、証券取引所の開設する有価証券市場をいう。

(略)

(18) (19) この法律において「取引参加者」とは、第一百七条の二第一項又は第一百七条の三第一項の規定による取引資格に基づき、取引所有価証券市場における有価証券の売買等に参加できる者をいう。

(略)

(20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、証券会社、外国証券会社又は登録金融機関が証券取引清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引（次項に規定する「対象取引」）をいう。以下この項において同じ。）であつて、対象取引に基づく債務を当該証券取引清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

一 当該顧客が当該証券会社、外国証券会社又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。

二 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他内閣府令で定める事項を特定するものであること。

(略)

第二十五条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第五項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一 第五条第一項及び第五項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）五年

二 第五条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書 一年

三 発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書 発行登録が効力を失うまでの期間

四 有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 五年

五 半期報告書及びその訂正報告書 三年

六 臨時報告書及びその訂正報告書 一年

七 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書 一年

(略)

(2) (3) 証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び前条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項

各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(4)・(5) (略)
第二十七条 第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五まで、第二十五条及び前条の規定は、発行者が会社以外の者である場合に準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。
第二十七条の十四 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条第一項において同じ。）及び公開買付撤回届出書並びに公開買付報告書及び意見表明報告書（これらの訂正報告書を含む。次条第一項において同じ。）を、これらの書類を受理した日から当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日以後五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所及び政令で定める証券業協会は、内閣総理大臣が第一項の規定により同項の書類を公衆の縦覧に供している間は、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

④

第二十七条の二十二の二

第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三（第二項第二号を除く。）、第二十七条の四、第二十七条の五（各号列記以外の部分に限る。第五項及び第二十七条の二十二の三第五項において同じ。）、第二十七条の六から第二十七条の九まで（第二十七条の八第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第二十七条の十一から第二十七条の十五まで（第二十七条の十一第四項並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く。）、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条第二項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一項ただし書を除く。）中「株券等」とあるのは「上場株券等」と、第二十七条の二第六項中「売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「売付け等」と、第二十七条の三第三項中「次に」とあるのは「第一号及び第三号に」と、同条第三項中「公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）その他政令で定める関係者」とあるのは「公開買付者その他政令で定める関係者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付する」とあるのは「上場株券等」と、第二十七条

の五ただし書中「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等をすることがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項中「次に」とあるのは「第二号に」と、第二十七条の十四第一項中「及び意見表明報告書（これらの」とあるのは「（その」と、同条第三項中「及び第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「の規定」と、第二十七条の十五第一項中「、公開買付報告書又は意見表明報告書」とあるのは「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象会社等」とあるのは「公開買付者等」と、前条第一項中「公開買付者又はその特別関係者」とあるのは「公開買付者」と読み替えるものとする。

③（略）

第二十七条の二十八 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書を、これらの書類を受理した日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

② 証券取引所及び政令で定める証券業協会は、前条の規定により送付された前項に規定する書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの送付を受けた日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③（略）

第二十七条の二十九 （略）

② 前二条の規定は、前項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定により大量保有報告書又は変更報告書につき訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十八条 証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社でない者

二 資本の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純財産額（内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。第二十九条の四第三号において同じ。）が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 第五十二条第一項の規定に準じて算出した比率が百二十パーセントを下回る株式会社

五 他の証券会社が現に用いている商号と同一の商号又は他の証券会社と誤認されるおそれのある商号を用いようとする株式会社

六 （略）
七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律

、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八 他に営んでいる事業が第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業を営むことが公益に反すると認められる株式会社又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる株式会社

九 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役若しくは執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第五十六条第二項において同じ。）又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二〇へ（略）

ト 第七号に規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二一（略）

②（略）
⑤

第二十九条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができる。

② 前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

第三十三条 証券会社並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

第三十五条 証券会社は、自己の名義をもつて、他人に証券業を営ませてはならない。

第四十二条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引に関連し、有価証券の価格又は

オプションの対価の額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為

二 有価証券指数等先物取引に関連し、約定指數若しくは現実指數又は約定数値若しくは現実数値が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

三・四 (略)

五 有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）、銘柄、数又は価格（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、価格に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）について定めることができる内容とする契約を締結する行為

六 (略)

七 特定かつ少數の銘柄の有価証券について、不特定かつ多数の顧客に対し、買付け若しくは売付け又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

(略)

第四十二条の二 証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条及び第六十五条の二第六項において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又是補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させる行為

二 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はそ

の指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させる行為
三 有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれら
について生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行
為

(略)

③ ②
第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（証券会社又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて
当該証券会社とその顧客との間において争いの原因となるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第五十一条第二
項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第
二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供につては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券
会社があらかじめ内閣総理大臣の確認を受けている場合その他内閣府令で定める場合に限る。

(略)

⑤ ④
第三項ただし書の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の内閣府令
で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するためには必要な書類として内閣府令で定めるものを添えて内閣総理大臣に提出しな
ければならない。

第四十三条 証券会社は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないよう、業務を営まなければならない。

一 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証
券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして
不適当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める
状況にあること。

第四十四条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四
号において「その他業務」という。）を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第三十四条第二項第一号の投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引
、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売
買その他の取引等」という。）に関する情報又は同号の投資一任契約に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等
に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該顧客以外の顧客に対して有価証券
の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

二～四 (略)

第五十条 証券会社は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として政令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎
営業年度終了の日以後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければな
らない。

第五十六条 内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第二十八条の四第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第七号又は第十二号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三 証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六 第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

第五十六条の二 （略）
②・③ （略）

第五十六条の二 （略）
（略）

③ 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該証券会社の自己資本規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該証券会社の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消すことができる。

第五十六条の三 内閣総理大臣は、証券会社が正当な理由がないのに、証券業を営むことができることとなつた日から三月以内に営業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消すことができる。

第六十一条 （略）

② 前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員等となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③・④ （略）

第六十二条 内閣総理大臣は、第二十八条の登録又は第二十九条第一項の認可を拒否しようとするときは、登録申請者又は証券会社に通知して、当該職員に、当該登録申請者又は当該証券会社につき審問を行わせなければならない。

② 内閣総理大臣は、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条の規定に基づいて处分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

③ 内閣総理大臣は、第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若

しくは第四項の承認をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者又は証券会社に通知しなければならない。

第六十四条の五 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 （略）

二 証券業又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

三 （略）

② 第六十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

第六十四条の六 内閣総理大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一・二 （略）

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

第六十五条 （略）

② 前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条、第一百七条の二第一項及び第一百五十五条第一項において「国債証券等」という。） 第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三 第二条第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る

。)

四 第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券 同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 (有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。) 及び同項第六号に掲げる行為 (有価証券の売出しの取扱いを除く。)

五)

六 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券 (政令で定めるものを除く。) 私募の取扱い

七 次に掲げる取引 第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

八 国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引 (国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。)

九 外国市場証券先物取引 (国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。)

一〇 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの (以下「外国国債証券」という。) に係る有価証券先物取引

一一 外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引 (外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。)

一二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引 (外国国債証券に係るものに限る。)

一三 外国市場証券先物取引 (外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。)

一四 次に掲げる取引 第二条第八項第三号の二に掲げる行為 (口に掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として

行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。)

一五 第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引 (第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指數に係るものを含む。)

一六 第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引 (第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指數に係るものを含む。) のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

一七 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引 有価証券等清算取次ぎ

一八 第八十一条 有価証券市場は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

(略)

一九 第八十二条 第八十一条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(略)

二〇 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在の場所

(略)

二一 前項の免許申請書には、定款、業務規程、受託契約準則その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

③ 前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第八十三条（略）

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えるなければならない。

一 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二・三（略）

四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第八十七条の二 証券取引所は、取引所有価証券市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

第一百三条（略）

②～④（略）
⑤ 次の各号に掲げる場合における前各項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社証券取引所の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社証券取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

（略）

第六百五十六条の二 有価証券債務引受け業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

第一百五十六条の十四（略）

（略）

③ 内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

第一百五十六条の十七 内閣総理大臣は、証券取引清算機関がその免許を受けた当時第六百五十六条の四第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

② 内閣総理大臣は、証券取引清算機関が法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、第六百五十六条の二の免許若しくは第六百五十六条の六第二項ただし書若しくは第六百五十六条の十九の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

第一百五十六条の十九 証券取引所は、第八十七条の二及び第一百五十六条の二の規定にかかるわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けて有価証券債務引受業等及びこれに附帯する業務を営むことができる。

第一百五十六条の二十四 証券取引所の会員等又は証券業協会の協会員に対し、証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下「信用取引」という。）その他政令で定める取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務を営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

② ～④ （略）

第一百五十六条の三十一 （略）

（略）

③ 内閣総理大臣は、不正の手段により証券金融会社の役員となつた者があることを発見したとき、又は証券金融会社若しくはその役員が法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときは、当該証券金融会社に対し、その役員の解任を命ずることができる。

第一百五十六条の三十二 内閣総理大臣は、証券金融会社が、法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（略）

第一百八十九条 （略）

② 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。

一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外国証券規制当局の保証がないとき。

二 当該外国証券規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国の資本市場に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該外国証券規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

③ 第一項の協力の要請が外国証券規制当局による当該外国証券法令に基づく行政処分（当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。）を目的とする場合には、当該要請に応ずるに当たつて、内閣総理大臣は、外務大臣に協議するものとする。

④ 第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

⑤ 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(定義)

第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農林中央金庫
- 二 商工組合中央金庫
- 三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号、第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）
- 七 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条）第十二条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号、第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第四十五条第一項及び第三項において同じ。）

258 (略)

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第九条 (略)

② (4) (略)
⑤ 次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものと公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該

会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。） 六千億円

二・三 （略）

⑥ （略）

○ 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

〔証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行後〕

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 （略）
- 二 外国証券会社 次条第一項の登録を受けた外国証券業者をいう。
- 二の二十九 （略）

（営業の登録）

第三条 外国証券業者は、証券取引法第二十八条（証券業の登録）の規定にかかわらず、当該外国証券業者がその国内における証券業の本拠として設ける一の支店（以下「主たる支店」という。）について内閣総理大臣の登録を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国証券業者が設ける他の支店において証券業（第七条第一項各号に掲げる業務を除く。）を営むことができる。

- 2 前項の登録を受けない外国証券業者は、国内にある者を相手方として証券取引行為を行つてはならない。ただし、証券会社を相手方とする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

（登録の拒否要件）

第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 （略）
- 二 証券取引行為のいずれかと同種類の行為に係る業務を政令で定める期間以上継続して営んでいる外国証券業者でないと（政令で定める場合に該当するときを除く。）。
- 三 （略）
- 四 第四条第一項第二号に規定する資本の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして、政令で定める金額に満たない法人であるとき。
- 五 純財産額が前号に規定する金額に満たない法人であるとき。

六・七 (略)

八 この法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

九・十一 (略)

十二 いづれかの支店の人的構成が証券業を適確に遂行するに足りるものと認められない者であるとき。

2 (略)
(認可業務)

第七条 (略)

2 (略)

3 証券取引法第二十九条の二（認可の条件）の規定は、第一項の認可について準用する。
(支店の名称の制限)

第十条 (略)

2 証券取引法第三十一条第二項の規定は、外国証券会社には、適用しない。

(職務代行者)

第十一條 内閣総理大臣は、外国証券会社の国内における代表者が欠けた場合において必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合には、当該外国証券会社は、主たる支店の所在地においてその登記をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、外国証券会社に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

(基本事項の変更の届出等)

第十二条 外国証券会社は、第四条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 (略)

3 外国証券会社は、第四条第二項第二号に掲げる書類に記載した支店における業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 (略)

(営業に関する報告等)

第十五条 外国証券会社は、毎年四月から翌年三月までの期間におけるそのすべての支店において営む業務に関する営業報告書を内閣府令で定めるところにより作成し、当該期間経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 外国証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、内閣府令で定めるところにより、当該外国証券会社の支店の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 (略)

4 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

(その他の書類等の提出)

第十六条 外国証券会社は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、その営む業務の全部に関し作成した貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類及び当該事業年度における業務の概要を記載した書面を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 外国証券会社は、前項に規定する書類及び書面のほか、内閣府令で定めるところにより、当該外国証券会社の業務又は財産の状況に関する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(監督上の処分)

第二十四条 内閣総理大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国証券会社の第三条第一項の登録を取り消し、第七条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて支店の業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 (略)

二 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

三 証券業又はこれに付随する業務に関し法令（外国の法令を含む。）又は当該法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき（第二十条において準用する証券取引法第五十二条第二項の規定に違反したときを除く。）。

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 第七条第一項の認可に付した条件に違反したとき。
六 第七条第一項の認可を受けた外国証券会社が第九条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

2 (4) (略)

(自己資本規制比率悪化の場合の処分)

第二十五条 証券取引法第五十六条の二（自己資本規制比率悪化の場合の処分）の規定は、外国証券会社がその支店において行う営業について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第五十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第二十条において準用する第五十二条第二項」と、同条第三項中「第二十八条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三条第一項」

と読み替えるものとする。

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第一百六十六条 株式会社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

一〇五 （略）

六 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数

七〇十 （略）

（略）

②・③ （略）
④会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ハ会社ガ発行スル株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
⑤会社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百十一条ノ二 （略）

（略）

④第一項及前項ニ規定スル議決権ニハ第二百二十二条第四項ニ規定スル議決権制限株式ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル種類ノ株式及有限会社法第三十九条第一項 但書ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル持分ニ付テノ議決権ヲ含マザルモノトス
⑤第一項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ第二百四十二条第三項ニ規定スル株式ヲ有スル株主ハ其ノ株式ニ付同条第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ、有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル第二百四十二条第三項ニ規定スル持分ヲ有スル社員ハ其ノ持分ニ付有限会社法第三十九条第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ有スルモノト看做ス
第四百七十九条 外国会社ガ日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為サントスルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ其ノ会社ニ付登記及公告ヲ為スコトヲ要ス
②～⑧ （略）

○ 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）

「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行後」

（定義）

第二条 （略）

2～6 (略)

7 この法律において「金融先物取引所」とは、次条の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融先物市場を開設する金融先物会員制法人又は株式会社をいう。

8～15 (略)

(免許)

第三条 金融先物市場は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

(免許の申請)

第四条 (略)

(略)

3 前項の場合において、定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

(業務の範囲)

第九条 金融先物取引所は、金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

(会員の欠格事由)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一・二 (略)

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

四 (略)

五 役員、国内における代表者（外国法人の国内における代表者をいう。以下同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律又はこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホーリ (略)

(任意脱退)

第二十三条 会員は、定款の定めるところにより、金融先物会員制法人の承認を受けて脱退することができる。

(法定脱退)

第二十四条 前条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 第十九条各号のいずれかに該当することとなつたこと。

二 解散

三 除名

(議決権の保有制限)

第三十四条の二十 (略)

2 (4)

(略)

5 次の各号に掲げる場合における前各項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

- 一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社金融先物取引所の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権
- 二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社金融先物取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

6 (略)

(免許)

第九十条の二 金融先物債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

(免許の取消し等)

第九十条の十九 内閣総理大臣は、金融先物清算機関がその免許を受けた當時第九十条の四第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

- 2 内閣総理大臣は、金融先物清算機関が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときは、第九十条の二の免許若しくは第九十条の六第二項ただし書若しくは第九十条の二十一第一項の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。
(金融先物取引所による金融先物債務引受業等)

第九十条の二十一 (略)

- 2 会員金融先物取引所は、前項の規定による金融先物債務引受業等により損失が生じた場合において、定款の定めるところにより、一部の会員等に当該損失の全部又は一部を負担させることができる。

○ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（抄）

「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行後」

(定義)

第二条 (略)

この法律において「投資顧問業」とは、顧客に対して投資顧問契約に基づく助言を行う営業をいう。

4 3 この法律において「投資一任契約」とは、次に掲げる契約をいう。

- 一 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約
- 二 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されること並びに当該一任された投資判断及び当該委任された権限の全部又は一部を政令で定める者に再委任することを内容とする契約

5 13 (略)
(登録)

第四条 投資顧問業を営もうとする者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。ただし、外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人で外国において投資顧問業を営む者が、認可投資顧問業者その他政令で定める者のみを相手方として投資顧問業を営もうとする場合は、この限りでない。

(登録の拒否)

第七条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

二 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者

三 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録又は認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは認可（当該登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号及び第二十七条第二項第四号イにおいて「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けること

五 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けること

がなくなつた日から五年を経過しない者

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）若しくは投資信託及び投資法人に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

七 申請の日前五年以内に投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業をいう。以下同じ。）又は投資法人資産運用業（同条第十七項に規定する投資法人資産運用業をいう。以下同じ。）に関し著しく不適当な行為をした者

八・九 （略）

（契約を締結している顧客に対する書面の交付）

第十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結している顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、六月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

- 一 当該投資顧問業者が自己の計算で行つた有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指數等スワップ取引のうち当該顧客に対して助言を行つたものと同一の銘柄について取引を行つた事実の有無
- 二 前号の場合において、取引を行つた事実があるときは、その売買の別（有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指數等スワップ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項）
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 （略）

（証券取引行為の禁止）

第十八条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならない。

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止）

第十九条 投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資顧問業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

（金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止）

第二十条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による

金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(認可)

第二十四条 投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務を行おうとするときは、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(認可の基準)

第二十七条 内閣総理大臣は、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 認可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。
- 二 認可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

(準用規定)

第三十三条 第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条（第一項第三号を除く。）、第十五条第一項及び第二項、第十六条及び第十八条から第二十条までの規定は、投資顧問業者が認可投資顧問業者として投資一任契約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十三条第二項中「自ら行つた有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言」とあるのは「投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」と、第十四条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、第十五条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、同項第三号中「助言の内容及び方法」とあるのは「投資判断の一定の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を第二条第四項第二号に規定する政令で定める者に再委任する場合における当該政令で定める者の名称及び当該再委任の範囲を含む。）」と、同項第五号中「事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）」とあるのは「事項」と、第十六条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、「六月」とあるのは「三月」と、同項第一号中「当該顧客に対して助言を行つたもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行つたもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第十九条中「いかなる名目によるかを問わず」とあるのは「顧客のために証券取引行為を行う場合において、当該行為による取引の決済のために必要な場合を除くほか、いかなる名目によるかを問わず」と、第二十条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第一百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。）」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第三十八条 内閣総理大臣は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律又は投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第六号、第八号（同項第七号に係る部分を除く。）又は第九号（同項第七号に係る部分を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

三 その行う投資顧問業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2・3 （略）

（認可の取消し等）

第三十九条 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者又は当該認可投資顧問業者から第二条第四項第二号（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可投資顧問業者の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十七条第二項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二 その行う投資一任契約に係る業務に関して、この法律（投資信託及び投資法人に関する法律第二編から第四編までを含む。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

三 第二十五条第一項に規定する認可に付した条件に違反したとき。

2 （略）

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）

「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行後」

（定義）

第二条 （略）

2・15 （略）

この法律において「投資信託委託業」とは、業として委託者指図型投資信託の委託者となることをいう。

17 16 この法律において「投資法人資産運用業」とは、業として登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行うことをいう。

（略）

19 18 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

20 29 （略）

(認可)

第六条 次のいずれかの業務を営もうとする者は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 一 投資信託委託業
- 二 投資法人資産運用業

(認可の基準)

第九条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならない。

一・二 (略)

三 この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、証券取引法、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十三年法律第七十七号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十年法律第七十四号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）若しくは金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社等

四・五 (略)

六 取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使用者のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外國の法令上これらと同様に取り扱われている者
ロ 破産者で復権を得ないもの又は外國の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることになくなつた日から五年を経過しない者
ニ 第三号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律若しくはこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七

号) 第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- ホ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消された場合、信託業法第十九条の規定により同法第一条第一項の免許を取り消された場合、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された者が法人である場合、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消された場合又は不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消された場合における当該取消しの日前三十日以内に当該投資信託委託業者であった者、当該信託会社であつた者、当該金融機関若しくは当該金融機関であつた者、当該投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）若しくは当該投資顧問業者であつた者、当該商品投資顧問業者（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者をいう。）であつた者又は当該不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。第十五条第二項第一号ヘにおいて同じ。）であつた者の取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの
- ヘ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録を取り消された個人たる投資顧問業者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの
- ト 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録を取り消された者が個人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該投資顧問業者であつた者の政令で定める使人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの
- チ この法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に係る部分に限る。）又は不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消された者が法人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該法人の取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの
- リ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消された個人で当該取消しの日から五年を経過しないもの
- ヌ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消された者が個人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該個人の政令で定める使人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの
- ル 第四十二条第一項第一号ニ又は同項第二号の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役又は監査役で当該処分のあつた日から五年を経過しないもの
- ヲ 前号に該当する行為をした者

七〇十 (略)

3〇6 (略)

(受益者に対する義務)

第十四条 投資信託委託業者は、委託者指図型投資信託の受益者のため忠実に当該委託者指図型投資信託の信託財産（以下この章において「投資信託財産」という。）の運用の指図その他の業務を遂行しなければならない。

2 (略)

(監督上の処分)

第四十一条 内閣総理大臣は、投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第六条の認可を取り消さなければならない。

一 第九条第二項第一号から第三号まで又は第四号（この法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律又は不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第六条の認可当時、第九条第二項第一号から第三号まで、第四号（この法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）又は不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第五号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

三 不正の手段により第六条の認可を受けたとき。

2 (略)

第四十二条 内閣総理大臣は、投資信託委託業者又はその取締役、執行役若しくは監査役が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該投資信託委託業者又は当該取締役、執行役若しくは監査役の属する投資信託委託業者に対し当該各号に掲げる処分をすることができる。

一 投資信託委託業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分若しくは第二百二十三条の二の規定による認可又は承認に付した条件に違反した場合、公益を害する行為をした場合、投資信託契約に違反した場合、資産運用委託契約に違反した場合、その資産内容が不良となつた場合、その指図が適正を欠くため投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合又はその運用が適正を欠くため登録投資法人に重大な損失を生ぜしめた場合において、公益又は投資者保護のため適当であると認めるときは、次に掲げる処分

イヽニ (略)

ホ 当該投資信託委託業者に対する第六条の認可を取り消すこと。

二 (略)

2(4) (略)

第四十三条 第十七条第一項の規定により投資信託委託業者から特定の投資信託財産につきその運用の指図に係る権限の全部又は一部

の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者が前条第一項第一号に該当する場合においては、内閣総理大臣は当該投資信託委託業者に対し、同号イからホまでに掲げる処分をすることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

2 第三十四条の五第一項の規定により投資信託委託業者から投資法人の資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた同項に規定する政令で定める者が前条第一項第一号に該当するときは、内閣総理大臣は当該投資信託委託業者に対し、同号イからホまでに掲げる処分をすることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（貸借対照表等の公告）

第二十条 銀行は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

2 （略）

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益

二 イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 （略）

○ 信託業法（大正十一年法律第六十五号）（抄）

第一条 信託業ハ内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス
② (略)
第五条 信託会社ハ左ニ掲タル業務ニ限り之ヲ併セ営ムコトヲ得
一 (略)
三 不動産売買ノ媒介又ハ金銭若ハ不動産ノ貸借ノ媒介
四 (略)
② (略)

第十九条 信託会社力法令、定款若ハ内閣総理大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタルトキハ内閣総理大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、執行役若ハ監査役ノ改任ヲ命シ又ハ営業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得
②・③ (略)

第八条 信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託業務ノ遂行ニ当リテ法令若ハ法令ニ基ク内閣総理大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ内閣総理大臣ハ当該金融機関ニ対シ信託業務ノ停止ヲ命ジ又ハ第一条第一項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）

(許可の取消し等)

第二十八条 主務大臣は、商品投資販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第六条第一項第一号から第四号まで（同項第二号については、第三十条の許可の取消しに係る部分及びこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第三条の許可又は第八条第一項の有効期間の更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第四条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 商品投資販売業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

（商品投資顧問業者の許可）
第三十条 商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた株式会社（外国法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。

（準用規定）

第四十四条 第二章第三節の規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第二十八条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、同条第一号中「第六条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第三十二条第二項第一号から第四号まで」と、「第三十条」とあるのは「第三条」と、同条第二号中「第八条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第八条第一項」と、同条第三号中「第四条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第四条第一項」と読み替えるものとする。

○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

（不動産特定共同事業の許可）

第三条 不動産特定共同事業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあっては主務大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2
（略）

（許可の取消し）

第三十六条 主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、同項の許可を取り消すことができる。
一 第六条第二号、第三号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号又は第六号に該当するに至つたとき。
二 第七条第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
三 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。
四 第四条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

五 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。